

答弁書第二十四号

内閣参甲第二六号

昭和二十四年三月二十一日

内閣總理大臣 吉田 茂

參議院議長 松平恒雄殿

参議院議員池田恒雄君提出農業所得稅更正決定に關する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員池田恒雄君提出農業所得税更正決定に關する質問に対する答弁書

一 昭和二十三年分の農業所得に対する申告納稅所得税については、各農家の所得の実情に即應する適正課稅の実現を図るとともに、申告納稅制度の健全な発達に資するため、たえず努力しているのであって、本年は相当改善されたと確信しているが、まだ十分とは考えられないでの、將來とも十分努力する。なお、高率の事故を犯した稅務官吏が、もしありとすれば、実情を調査した上、必要に應じ適當の措置をとる。

二 農業所得に対する所得稅の賦課及び徵收については、稅法を適正に執行し、公正な課稅が行われるよう努力している。この点については、納稅者の稅法に対する一そうの理解と協力を期待するものである。

三 及び四 稅務署において、更正決定を行う場合においては、できる限り多くの課稅資料をしう集し、これに基いて適正な更正決定を行うよう努力している。本年度においては、所得標準の公開、團体諸問の活用その他執務上相当の考慮が加えられており、納稅者の申告の状況は、昨年に比し格段の改善の跡が見受けられるので、全國的には更正決定の数は、相當減少している実情にある。

五 稅務官廳においては、農業所得に対する課稅についてのすべての事務を、申告納稅の自主的達成に十分役立つように考慮し、この基盤に立つて一切の運営を行つている。従つて、必ず農家の自主的な正当な申告納稅を期待し眞面目な申告は、十分これを尊重し、推奨するとともに、その申告が不当と認めら

れるものについては更正決定を行い、眞面目な納稅者との負担の公正を図つてゐるのである。

六 次城縣取手町及び那珂郡大賀村における二事実については、その事実を調査した上、おつて答弁する。